

平成13年9月20日(木曜日)第3回定例会

出席議員(24名)

1番	佐藤	清	議員	2番	松田	孝	議員
3番	猪倉	謙太郎	議員	4番	石川	忠義	議員
5番	荒木	春吉	議員	6番	安孫子	市美夫	議員
7番	柏倉	信一	議員	8番	鈴木	賢也	議員
9番	伊藤	忠男	議員	10番	高橋	秀治	議員
11番	高橋	勝文	議員	12番	渡辺	成也	議員
13番	新宮	征一	議員	14番	佐藤	穎男	議員
15番	伊藤	諭	議員	16番	佐藤	暘子	議員
17番	川越	孝男	議員	18番	内藤	明	議員
19番	松田	伸一	議員	20番	那須	稔	議員
21番	佐竹	敬一	議員	22番	遠藤	聖作	議員
23番	伊藤	昭二郎	議員	24番	井上	勝	議員

欠席議員(0名)

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	安孫子・也	助役
渋谷勝吉	収入役	大泉愼一	教育委員長
奥山幸助	選管委員長	武田浩	農業委員会会長
兼子昭一	庶務課長	荒木恒	企画調整課長
宇野健雄	財政課長	安食正人	税務課長
井上芳光	市民課長	石山修	生活環境課長
安彦守	土木課長	片桐久志	都市計画課長
鹿間康	下水道課長	安達勝雄	農林課長
小松仁一	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
松田英彰	健康福祉課長	沖津志郎	会計課長
浦山邦憲	水道事業所長	那須義行	病院事務長
保科弘治	教育長	芳賀友幸	管理課長
草苅和男	学校教育課長	斎藤健一	社会教育課長
			選挙管理委員会
石山忠	社会体育課長	三瓶正博	事務局長
			監査委員
安孫子雅美	監査委員	布施崇一	事務局長
	農業委員会		
真木憲一	事務局長		
事務局職員出席者			
安孫子勝一	事務局長	鈴木一徳	局長補佐
丹野敏幸	庶務主査	大沼秀彦	主任

議事日程第4号

第3回定例会

平成13年9月20日(木)

午前10時40分開議

再開

- 日程第 1 認第 1号 平成12年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 2 認第 2号 平成12年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- 〃 3 議第 59号 平成13年度寒河江市一般会計補正予算(第4号)
- 〃 4 議第 60号 平成13年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算(第2号)
- 〃 5 議第 61号 平成13年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 〃 6 議第 62号 寒河江市市税条例の一部改正について
- 〃 7 議第 63号 西村山広域行政事務組合理約の一部変更について
- 〃 8 議第 64号 字の区域及び名称の変更について
- 〃 9 議第 65号 市道路線の廃止について
- 〃 10 議第 66号 市道路線の認定について
- 〃 11 請願第 3号 学校事務職員及び学校栄養職員の給与費等について、現行の義務教育費国庫負担制度を維持するよう、国に対して「意見書」の提出を求める請願
- 〃 12 請願第 4号 30人以下学級実現可能な教育予算増となるよう国に対して意見書提出を求める請願
- 〃 13 陳情第 1号 幸生幼児学級存続に対する陳情
- 〃 14 委員会審査の経過並びに結果報告
- (1) 総務委員長報告
- (2) 文教経済委員長報告
- (3) 厚生委員長報告
- (4) 建設委員長報告
- (5) 予算特別委員長報告
- (6) 決算特別委員長報告
- 〃 15 質疑、討論、採決
- 〃 16 議会案第4号 学校事務職員及び学校栄養職員の給与費等について、現行の義務教育費国庫負担制度を維持することを求める意見書の提出について
- 〃 17 議会案第5号 30人学級の実現可能な教育予算増についての意見書の提出について
- 〃 18 議会案第6号 地方の財源確保に関する意見書の提出について
- 〃 19 議案説明
- 〃 20 委員会付託
- 〃 21 質疑、討論、採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

日程の追加

寒河江市議会議会運営委員会委員の辞任について

日程の追加

寒河江市議会議会運営委員会委員の選任について

日程の追加

寒河江市議会議会運営委員会委員長の互選結果報告について

再 開 午前10時40分

佐藤 清議長 おはようございます。これより本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議運営については、9月5日及び本日20日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は議事日程第4号によって進めてまいります。

議案上程

佐藤 清議長 日程第1、認第1号から日程第13、陳情第1号までの13案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

佐藤 清議長 日程第14、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

佐藤 清議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。9 番伊藤総務委員長。

〔伊藤忠男総務委員長 登壇〕

伊藤忠男総務委員長 総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9 月 17 日午前 9 時 30 分から市議会第 2 会議室において委員 6 名出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 62 号、議第 63 号、議第 64 号の 3 案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第 62 号寒河江市市税条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「今回の法改正により、市税の減収額はどのくらいになるのか」との問いがあり、当局より、「株の保有者数などを含め、減収額は把握できておりません」との答弁がありました。

委員より、「無償や資産として譲渡した場合でも対象となるのか」との問いがあり、当局より「今回の改正は、上場されている株式に対して発生する譲渡所得から 100 万円を上限として控除されるものです」との答弁がありました。

議第 62 号については、ほかに報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 63 号西村山広域行政事務組合同規約の一部変更についてを議題とし、当局に説明を求め、質疑に入りましたが、議第 63 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 64 号字の区域及び名称の変更についてを議題とし、当局に説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、「地籍調査の進捗状況は」との問いがあり、当局より、「平成 12 年度までに当市では約 56.2%で、県内全体では 45%の進捗状況です。現在、幸生・田代地区の山間地の調査を行っております」との答弁がありました。

委員より、「当市の地籍調査完了予定は何年ごろか」との問いがあり、当局より、「原野などが多く、立ち会いなど難しい面があり、おおよそ 30 年ぐらいかかると考えております」との答弁がありました。

議第 64 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

文教経済委員長報告

佐藤 清議長 次に、文教経済委員長の報告を求めます。6 番安孫子文教経済委員長。

〔安孫子市美夫文教経済委員長 登壇〕

安孫子市美夫文教経済委員長 文教経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9 月 17 日午前 9 時 30 分から市議会第 4 会議室において、委員 6 名全員出席して開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、請願第 3 号、請願第 4 号及び陳情第 1 号の 3 案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、請願第 3 号学校事務職員及び学校栄養職員の給与費等について、現行の義務教育費国庫負担制度を維持するよう、国に対して「意見書」の提出を求める請願を議題として、請願文書朗読の後、質疑、意見に入りました。

主な質疑、意見について申し上げます。

委員より、「これまでも採決してきたので、採択すべきである」との意見がありました。

委員より、「国庫負担がなくなれば、地方の財源によって教育の機会均等がなくなるので賛成」との意見がありました。

ほかに質疑、意見もなく、質疑などを終結し、討論を省略して採決の結果、請願第 3 号は、全会一致をもって採択するものと決しました。

次に、請願第 4 号 30 人以下学級実現可能な教育予算増となるよう国に対して意見書提出を求める請願を議題として、請願文書朗読の後、質疑、意見に入りました。

主な質疑、意見について申し上げます。

委員より、「30 人以下だと、人数がはっきりせず、流動的であり、30 人学級だと賛成だが、30 人以下となると反対」との意見がありました。

委員より、「単純に文章どおり読んでいいのではないか」との意見がありました。

休憩を挟んで意見交換を行い、再開し、質疑などを終結し、討論を省略して採決の結果、請願第 4 号は、多数をもって採択すべきものと決しました。

次に、陳情第 1 号幸生幼児学級存続に対する陳情を議題として、陳情文書朗読の後、質疑、意見などに入りました。

主な質疑、意見について申し上げます。

委員より、「幼児期が地区外、小学校が地区内、中学校が地区外とさまざま変わると、子供たちに与える精神的な影響が大きい。単に閉級ではなく、少子化の中で僻地教育をどうするかという新しいテーマで考えていくよい機会ではないか。子供が少なくなれば閉級ということであれば、将来小学校も懸念される。何よりも全世帯からの陳情を重く受けとめる必要がある」との意見がありました。

委員より、「子供は少なくなってきており、集団で切磋琢磨して、子供を伸び伸び教育するという観点からすると、1 人 2 人ではどうなのか。すぐ結論を出さず、十分検討する必要がある」との意見がありました。

休憩を挟んで意見交換を行い、再開して、質疑などを終結し、討論を省略して採決の結果、陳情第 1 号は、多数をもって採択すべきものと決しました。

以上をもって、文教経済委員会における審査の経過と結果についての御報告を終わります。

厚生委員長報告

佐藤 清議長 次に、厚生委員長の報告を求めます。10 番高橋厚生委員長。

〔高橋秀治厚生委員長 登壇〕

高橋秀治厚生委員長 厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9 月 17 日午前 9 時 30 分から市議会図書室において委員 6 名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 61 号の 1 案件であります。

審査の内容を申し上げます。

議第 61 号平成 13 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑について申し上げます。

委員より、「第 1 号被保険者の保険料の収納状況はどのような状況か」との問いがあり、当局より、「平成 13 年 5 月末の状況は、第 1 号被保険者数が 9,979 人で、うち特別徴収の方が 8,655 人で、全体の 86.7%となっており、普通徴収の方は 1,324 人で 13.3%であります。調定額が 7,370 万 3,000 円に対し、収納額は 7,355 万 1,000 円で、99.8%の収納率です」との答弁がありました。

また、委員より、「10 月から全額負担になると、収納率が落ちる心配があるが、その辺の取り組み方はどのように考えているか」との問いがあり、当局より、「全額負担になることについては、市報でお知らせもし、この前介護保険の納入通知書を発送した段階でも、チラシを全員の方に配布しております。また、ポスターをすべての分館に張り出し、理解と協力を求めているところであります。これまで介護保険の説明会などもたびたび開催しておりますが、その際もチラシを配布しながら、趣旨を説明してお願いをしまいいりました。これからはいろいろな機会を通して御協力をお願いし、収納率の向上に努めてまいりたいと思っております」との答弁がありました。

また、委員より、「保険料の未納者は何人で、どういう所得階層の方か」との問いがあり、当局より、「所得段階では、第 1 段階の方はいなくて、第 2 段階の方が 10 人、第 3 段階の方が 11 人、第 4 段階の方が 3 人、第 5 段階の方が 1 人の合計 25 人であります」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 61 号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

先ほど、ちょっと私の説明が間違っておりましたので訂正します。

当局より、全額負担になっていることについては、市報でお知らせもし、この前介護保険の納入通知書を発送した段階でも、チラシを全員の方に配布しております。そのことがちょっと間違っておりました。訂正いたします。

以上で、厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設委員長報告

佐藤 清議長 次に、建設委員長の報告を求めます。15 番伊藤建設委員長。

〔伊藤 諭建設委員長 登壇〕

伊藤 諭建設委員長 建設委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9 月 17 日午前 9 時 30 分から 2 階会議室において委員 6 名全員出席、当局より関係課長等が出席して開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第 60 号、議第 65 号及び議第 66 号の 3 案件であります。

一たん休憩し、市道の廃止、認定に係る現地調査を行った後、審査を再開いたしました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

最初に、議第 60 号平成 13 年度寒河江市駅前中心市街地整備事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

委員より、「暗渠工事の工事請負費が 400 万円追加になっているが、変更前の予算が減額になる部分はないのか」との問いがあり、当局より、「これからの発注ですが、これまでは U 字溝の考えでしたが、暗渠工事に変更するため、割高になります」との答弁を得ております。

議第 60 号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 65 号市道路線の廃止及び議第 66 号市道路線の認定については、関連があるため一括議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

議第 65 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第 66 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

佐藤 清議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。13 番新宮予算特別委員長。

〔新宮征一予算特別委員長 登壇〕

新宮征一予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9 月 10 日午前 10 時 14 分から本議場において委員 23 名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第 59 号平成 13 年度寒河江市一般会計補正予算（第 4 号）であります。

議第 59 号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

一つ、寄附金の内訳について。一つ、がけ地近接危険住宅移転事業費補助金の減額について。一つ、総合福祉保健センター駐車場工事の時期について。一つ、クリーンセンター分担金の追加について。一つ、不審者対策監視カメラの運用についての質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い.....。

大変失礼いたしました。2 番目のがけ地近接危険住宅移転事業費補助金の減額について、訂正をさせていただきます。

などの質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日 9 月 20 日午前 9 時 30 分から本議場において委員 23 名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと、本特別委員会を再開いたしました。

議第 59 号を議題とし、各分科会委員長より、それぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第 59 号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

決算特別委員長報告

佐藤 清議長 次に、決算特別委員長の報告を求めます。2 番松田決算特別委員長。

〔松田 孝決算特別委員長 登壇〕

松田 孝決算特別委員長 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9 月 18 日午前 9 時 30 分から本議場において委員 22 名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役、監査委員及び関係課長出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、認第 1 号平成 12 年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について及び認第 2 号平成 12 年度寒河江市水道事業会計決算の認定についての 2 案件であります。

認第 1 号及び認第 2 号を一括議題とし、議案説明の後に監査委員報告を受け、質疑、討論、採決に入りました。

最初に、認第 1 号平成 12 年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について、主な質疑を申し上げます。

一つ、高度医療機器の活用について、特に土日の利用について。一つ、患者の苦情件数と対応について。一つ、ベッドの稼働率に対する対応と人間ドックの導入について。一つ、研修研究費の使われ方について。一つ、医師確保のための奨学金制度導入について。一つ、類似病院と比較した薬品費についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第 1 号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきと決しました。

次に、認第 2 号平成 12 年度寒河江市水道事業会計決算の認定について申し上げます。

認第 2 号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第 2 号は多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもって、決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第 15、これより質疑、討論、採決に入ります。

認第 1 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第 1 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第 1 号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

認第 2 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第 2 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第 2 号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議第 59 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第 59 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 59 号は原案のとおり可決されました。

議第 60 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 60 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 60 号は原案のとおり可決されました。

議第 61 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 61 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 61 号は原案のとおり可決されました。

議第 62 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 62 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 62 号は原案のとおり可決されました。

議第 63 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 63 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 63 号は原案のとおり可決されました。

議第 64 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 64 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 64 号は原案のとおり可決されました。

議第 65 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 65 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 65 号は原案のとおり可決されました。議第 66 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第 66 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第 66 号は原案のとおり可決されました。

請願第 3 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第 3 号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第 3 号は採択とすることに決しました。

請願第 4 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより請願第 4 号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、請願第 4 号は採択とすることに決しました。

陳情第 1 号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

15 番伊藤 諭議員。

〔15 番 伊藤 諭議員 登壇〕

伊藤 諭議員 私は、今回幸生地区の全世帯 230 名の署名を付して提出された、幸生幼児学級存続に対する陳情に賛成する立場から、賛成する議員を代表し、討論を行います。

市教育委員会は、醍醐・幸生・田代・三泉地区の幼児学級の廃止の理由として、当該地域の幼児数が減少し、集団の中での遊びや学習という点で、幼児教育上問題があること、また、平成 14 年度から学校完全 5 日制となり、開級日数が 190 日程度になるため、父母の子育てを支援する要望を満たすことができないなどの理由を挙げています。

しかし、幼児学級はそもそも幼児の少ない地域での保育を前提とし、運営されてきたものでありますし、父母が身近なところで保育したいと望んでいることが、今回の陳情によっても明らかです。

身近なところに幼児学級があることによって、地区全体が生き生きとし、未来に希望が持てる地域づくりの原動力になるものと思います。地域の活性化という視点からも、幼児学級は廃止すべきではないと思います。

市当局も地域住民の意思を最大限尊重し、対応すべきであります。

また、こうした廃止の動きは、議会に全然相談もなく進められ、ことしの5月に発表された行政改革実施計画書によって、突然打ち出してきました。まさに住民代表である議会を軽視したやり方であります。こうした進め方についても、私は憤りを覚えます。

全戸にわたる幸生地区幼児学級の反対署名、幼児学級の閉鎖に対する反対署名の重みを受けとめ、全会一致で採択されますよう、本議場におられる議員各位にお願いし、賛成討論といたします。

佐藤 清議長　ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより陳情第1号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数であります。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決しました。

議案上程

佐藤 清議長 日程第 16、議案第 4 号から日程第 18、議案第 6 号までの 3 案件を一括議題といたします。

議案説明

佐藤 清議長 日程第 19、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 4 号から議案第 6 号までの 3 案件については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思ます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委員会付託

佐藤 清議長 日程第 20、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第 4 号から議会案第 6 号までの 3 案件については、会議規則第 37 条第 2 項の規定により、委員会付託の省略をいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

佐藤 清議長 日程第 21、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会案第 4 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第 4 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第 4 号は原案のとおり可決されました。

議会案第 5 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第 5 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第 5 号は原案のとおり可決されました。

議会案第 6 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会案第 6 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会案第 6 号は原案のとおり可決されました。

日程の追加

佐藤 清議長 お諮りいたします。

松田伸一議員から、寒河江市議会議会運営委員会委員を辞任したい旨の願い出があります。

この際、寒河江市議会議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、この際、寒河江市議会議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、議題といたします。

日程の追加

佐藤 清議長 お諮りいたします。

松田伸一議員から、寒河江市議会議会運営委員会委員を辞任したい旨の願い出があります。

この際、寒河江市議会議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、この際、寒河江市議会議会運営委員会委員の辞任についてを日程に追加し、議題といたします。

寒河江市議会議会運営委員会委員の辞任について

佐藤 清議長 この際、地方自治法第 117 条の規定により、松田伸一議員の退席を求めます。

〔19 番 松田伸一議員 退席〕

まず、その辞任願を事務局長に朗読させます。

安孫子勝一事務局長 では、私から辞任願の報告をいたします。

平成 13 年 9 月 20 日

寒河江市議会議長 佐藤 清 殿

寒河江市議会議会運営委員会委員 松田伸一

辞任願

今般私事都合により、議会運営委員会委員を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

佐藤 清議長 お諮りいたします。

松田伸一議員の議会運営委員会委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

(「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議がありますので、挙手によって採決いたします。

お諮りいたします。

松田伸一議員の議会運営委員会委員の辞任を許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、松田伸一議員の辞任を許可することに決しました。

松田伸一議員の着席を求めます。

〔19 番 松田伸一議員 着席〕

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 27 分

再 開 午前 11 時 50 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

佐藤 清議長 寒河江市議会議会運営委員会委員 1 名が欠員となりました。

この際、寒河江市議会議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、この際、寒河江市議会議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

寒河江市議会議会運営委員会委員の選任について

佐藤 清議長 お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、高橋勝文議員を指名したいと思ます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました高橋勝文議員を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 51 分

再 開 午前 11 時 56 分

佐藤 清議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

佐藤 清議長　この際、寒河江市議会議会運営委員会委員長の互選結果報告についてを日程に追加いたしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

寒河江市議会議会運営委員会委員長の互選結果報告について

佐藤 清議長 議会運営委員会委員長の互選結果を報告いたします。
議会運営委員会委員長 高橋 勝文議員
以上であります。

閉 会 午前 11 時 57 分

佐藤 清議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。
これで、平成 13 年第 3 回定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長

佐藤 清

会議録署名議員

柏倉 信一

同 上

那須 稔